

施設基準等に係る揭示事項

令和 7 年 4 月 1 日

・情報通信機器を用いた診療について

情報通信機器を用いた診療の初診において、向精神薬の処方を行うことは出来ません。

・機能強化加算について

当院では「かかりつけ医」として次のような取り組みを行っています。

- ・他の医療機関の受診状況および、お薬の処方内容を把握した上で服薬管理を行います。
- ・必要に応じ、専門の医師・医療機関を紹介します。
- ・健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談に応じます。
- ・介護・保健・福祉サービスに関するご相談に応じます。
- ・夜間・休日等を含む、緊急時の問い合わせへの対応を、行っています。電話にてご相談ください。

※地域の医療機関等は、厚生労働省や都道府県のホームページにある「医療機能情報提供制度」のページで検索が可能です。

・医療情報取得加算、医療 DX 推進体制整備加算及び在宅医療 DX 情報活用加算について

当院はオンライン請求やオンライン資格確認（居宅同意取得型を含む）を行う体制を有しており、マイナ保険証を推進する事や電子処方箋の発行体制を整える等、医療 DX を通じて、質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。オンライン資格確認によって得た情報（受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報）を医師が診察室等で確認できる体制を整備し、診療に活用します。

※電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については現在整備中です。

（令和 7 年 9 月 30 日まで経過措置）

・協力対象施設入所者入院加算及び介護保険施設等連携往診加算について

当院では、協力対象施設入所者入院加算及び介護保険施設等連携往診加算の届出を行っています。

以下の介護保険施設、介護医療院及び特別養護老人ホームの協力医療機関として、当該介護保険施設、介護医療院及び特別養護老人ホームから 24 時間連絡を受ける体制をとっております。又、緊急時の受診、入院できる病床を有しています。

さらに当該介護保険施設、介護医療院及び特別養護老人ホームと、入所者の診療情報及び緊急時の対応方針等の共有を図るため、月 1 回以上の頻度でカンファレンスを実施しています。

- ・特別養護老人ホーム ケアプラザさがみはら

〒252-0135 神奈川県相模原市緑区大島 295

- ・特別養護老人ホーム 相模湖みどりの丘

〒252-0176 神奈川県相模原市緑区寸沢嵐 1019-8

・生活習慣病管理料Ⅱについて

当院では患者さんの状態にお応じ、28 日以上長期処方を行うことが可能です。

※なお、長期処方が可能かについては病状に応じて担当医が判断いたしますのでご注意ください

施設基準等に係る掲示事項

- **一般名処方加算について**

現在、医薬品の供給が不安定な状況となっております。

当院では、医薬品の供給状況等を踏まえつつ、後発医薬品への変更等に関する「一般名処方」の趣旨を患者さんに十分に説明いたします。

また、令和6年10月より医療上の必要性があると認められない場合に、患者さんの希望を踏まえ長期収載品（先発医薬品）を処方等した場合は、後発医薬品との差額の一部が選定療養費として患者さんの自己負担となります。選定療養費は、保険給付ではない為消費税が別途かかります。

（一般名処方とは）

医薬品の有効成分に係る一般名称による処方で医師が先発医薬品か後発医薬品化といった個別の銘柄を指定せずに処方を行うことです。